

令和5年第2回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年2月22日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時55分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員	事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香								
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	欠	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	欠	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和5年第2回農業委員会の総会を開会いたします。 出席委員は、13名中11名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、5番 町田委員、6番 松本委員にお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第5号議案 農地法第3条の規定によ る許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇市にお住まいで、主に小松菜の栽培をしております。 農業用機械は軽トラック5台、普通貨物自動車3台、トラクター7台、動噴1台を所有しており、夫婦</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>で農作業をしているほか、常時雇用している方が2人、臨時雇用している方が5人いるとのこと。農地を手放したいと考えていた渡人と、経営規模の拡大を希望する受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。</p>
	松本委員	<p>特にありません。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第5号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第5号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続けて2番の審議に入りたいと思いますが、11番野村委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔野村委員退室〕</p>
	議 長	<p>それでは、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>なお、申請地のうち、〇〇番の筆については農機具置場として利用されておりますが、これについては2アール未満の農地を農業用施設に供する届出が提出されております。</p> <p>受人は〇〇地区にお住まいで、主に水稻、露地野菜の栽培をしております。</p> <p>農業用機械はトラクター、コンバイン、マルチ敷設機、野菜移植機をそれぞれ1台ずつ、田植機、耕うん機をそれぞれ2台ずつ所有しており、1人で農作業をしているとのこと。</p> <p>受人は現在も利用権設定により申請地を耕作しておりますが、自宅に隣接する農地であり取得したいと申し出たところ、渡人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。
	原口委員	特には無いのですが、申請者は外国人ですが、一生懸命耕作しておりますのでご審議のほどお願いします。
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。
		申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤委員	2アールの届出は報告事項に記載されているものですか。
	事務局	はい。そのとおりです。
	議 長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。
		第5号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請について	議長	<p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第5号議案2番については原案のとおり許可といたします。審議が終了しましたので、野村委員の退席を解きます。</p>
	議長	<p>〔野村委員入室〕</p> <p>第5号議案2番については、原案のとおり許可することで結審しましたので報告します。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。</p> <p>第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>農地法第4条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確認できませんでした。</p> <p>なお、〇〇番の農地の一部にコンクリート敷きの堆肥置場がありますが、これについては2アール未満の農地を農業用施設に供する届出が過去にされています。</p> <p>また、本計画は申請地を分筆せずに実施するというので、転用面積は求積図により算出したものとなっております。</p> <p>申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われまます。</p> <p>申請人は申請地の隣接地で畜産業を営む法人で、経営規模の拡大と経営の安定を図るため、申請地に</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>町田委員</p> <p>議 長</p> <p>松原委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>牛舎4棟を新築して育成牛を増やす計画での申請となります。詳しくは12ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、事業に要する資金は親会社である株式会社〇〇からの借入金で対応とし、融資証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>事務局説明のとおりです。特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>畜産はどこにお住いの人がやっているのですか。</p> <p>代表者は〇〇市にお住いの方で、従業員数5名で行っていると伺っております。</p> <p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第6号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第6号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第4 第7号議案		<p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、既に3棟の貸家住宅とプレハブ小屋が1棟あります。この建物がある部分については、昭和51年に申請者が転用許可を受けて建設しておりますが、昭和56年に「分筆錯誤」として元の筆に合筆されてしまっております。この合筆は、国土調査または県道拡幅に伴う分筆に誤りがあって実施されたものではないかと推測されますが、古い話であり詳細は分かりませんでした。</p> <p>申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われまます。</p> <p>本案件は申請人からの相談により現況が判明し、県と協議を重ねた結果、新たに許可を取り直すこととなっております。建物がある部分については改めて貸家住宅の敷地とし、東側に新たに駐車スペースを確保する計画での申請となります。詳しくは15ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、本計画の実施にあたっては特に費用は掛からないとのことでした。</p>
	議 長	<p>地区担当委員は私ですが、事務局の説明のとおりです。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第6号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第6号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第4に移ります。</p>

会議事項	発言者	顛末
農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について	事務局	<p>第7号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は競売物件に係る買受適格証明として、令和3年9月の総会で審議し、令和4年2月に5条転用許可を受けました農産物直売所の計画変更申請になります。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書17ページに記載のとおりです。申請地につきましては、18ページの位置図、19ページの案内図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、最近の物価高の影響で建設費が高騰していることから、当初建設を予定しておりました農産物直売所の建設を見送り、プレハブ小屋を2棟設置する計画とし、不足する販売スペースはテントを張って補うよう計画変更するものです。詳しくは20ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、変更後の計画実行に要する資金は自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松本委員	現状を見ますと水道があり砂利が敷かれています。以前から外国人の車両置場にされており、油も垂れています。東側の道にも車が置かれておりましたが、現在は敷地内には車はありません。
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤委員	買受適格証明で審議して、その後5条許可が降りた訳ですがこの案件は5条ですか。競売で落札した土地なら自分の土地になるので4条ではないのですか。
	事務局	競売物件ですので渡人が不在の状態ではありますが、元の所有者から名義を変えることとなりますので5条となります。今回の件でも5条許可の時点で土地の名義を変えていますが、許可を受けた事業を実施しておらず、その計画を変更するものですので5条計画変更となります。
	原口委員	地目も畑となっておりますが、許可を受けていても畑なのですか。
	事務局	申請地は(株)〇〇が5条転用許可を受けて資材置場として使用しておりましたが、地目変更をしないまま倒産してしまったため、地目変更をすることができず、競売にあたっては農地法の制限が掛かり、競売参加には買受適格証明を要すということが始まりでした。 登記地目を変えない限りは、農地法の制限が掛かるということのようです。
	松原委員	競売にあたっては農業委員会の審議を要すということですか。
	事務局	農地の競売に参加するには必ず買受適格証明が必要となりますので、その判断のためご審議をいただきます。
	町田委員	この案件は計画変更ということですが、計画変更は何回もできるものなのですか。
	事務局	制限はないと思いますが、繰り返し変更していると信用面や確実性が無いということで許可の取消などにつながる可能性があるのではないかと思います。今回の案件は競売ですので、許可を取り消して土

会議事項	発言者	顛末
	原口委員	<p>地も返すという訳にもいかないと思いますが、変更を認めないとか、事業継承者を探すような対応をとる可能性はあるかもしれません。</p> <p>この地目は変えられないのですか。</p>
	事務局	<p>転用許可を受けた事業が完了しましたら工事完了届を提出していただくのですが、完了届が提出されましたら現地確認を行い、適正に事業が完了していることが確認できましたら受理書をお返しします。この受理書をもって地目変更登記の手続きをすれば地目が変わり、農地法の制限は無くなります。</p>
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第7号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
	議長	<p>賛成多数ということで、第7号議案1については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、当初事業計画者が平成9年8月に県の許可を受けました建売住宅建設の計画変更申請になります。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書17ページに記載のとおりです。申請地につきましては、21ページの位置図、22ページの案内図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、当初事業計画者の有限会社〇〇は、転用許可を受けた後、建売住宅を建設せずに土地の名義のみ変更して現在に至りますが、今後も建売住宅を建設する見込みが無いことから、〇〇様夫妻を事業継承者とし、継承者が自己用住宅を建設するよう計画変更するものです。</p> <p>継承者は町内のアパートに家族4人で居住し、勤務先も町内にあることから、町内に家を建てたいと</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>考え、申請地に自己用住宅を建設する計画となっております。詳しくは23ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金については借入金で対応とし、住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にはないですが、民家にも隣接している土地ですので問題ないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第7号議案2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第7号議案2番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は3番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、当初事業計画者が昭和53年11月に県の許可を受けました自己用住宅建設の計画変更申請になります。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書17ページに記載のとおりです。申請地につきましては、24ページの位置図、25ページの案内図をご覧ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="506 778 595 810">議 長</p> <p data-bbox="506 874 618 906">野村委員</p> <p data-bbox="506 970 595 1002">議 長</p> <p data-bbox="506 1114 618 1145">松原委員</p> <p data-bbox="506 1209 595 1241">事務局</p> <p data-bbox="506 1401 618 1433">原口委員</p>	<p data-bbox="763 300 2119 475">計画変更の内容としましては、当初事業計画者の〇〇様は、転用許可を受けた後、住宅を建設せずに土地の名義のみ変更しましたが、自身は東京都〇〇市に住宅を建設したことから今後も申請地に住宅を建設する予定は無いため、〇〇様を事業継承者とし、継承者が自己用住宅を建設するよう計画変更するものです。</p> <p data-bbox="763 491 2119 571">継承者は〇〇町に家族でお住まいで、学校にも近く生活環境の良い申請地に自己用住宅を建設する計画となっております。詳しくは26ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p data-bbox="763 587 2119 667">なお、住宅建設に要する資金については自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p data-bbox="763 683 1570 715">説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="763 778 1771 810">申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p data-bbox="763 874 1682 906">現地を確認しましたが、指摘するようなことは何もないと思います。</p> <p data-bbox="763 970 1771 1050">それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p data-bbox="763 1114 1659 1145">目的は同じ住宅を建てるものですが、計画変更は必要なのですか。</p> <p data-bbox="763 1209 2119 1345">住宅を建てる方が変わりますので、土地の名義を変えるためには計画変更の承認が必要になります。登記官の判断によるかもしれませんが、転用許可を受けた方と、実際に住宅を建てる方が異なっているのでは農地転用の虚偽申請にあたるとも考えられ問題が生じるのではないかと思います。</p> <p data-bbox="763 1409 2096 1441">通常、許可を受けてからどのくらいの期間建てずにいられるのですか。権利が消滅したりしますか。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	事務局	<p>転用許可に際しましては、3か月経過時点で進捗状況報告書を提出するよう条件が付されています。その後は1年おきに進捗状況報告が必要になりますが、今回の件に関しましては許可が古いもので対象となっていませんでした。</p> <p>私の知る限りでは、許可が取り消された案件はありませんが、指導に従わず、悪質と判断されれば取り消し処分もあると思います。</p>
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第7号議案3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第7号議案3番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。</p> <p>第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、先ほど第7号議案2番でご審議いただきました計画変更に関しまして、改めて5条許可についてご審議いただくものです。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書28ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確認できませんでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>申請地は〇〇から300メートル圏内にあることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は原則許可とされております。</p> <p>申請内容につきましては、先ほど計画変更でご説明しましたとおり、譲受人が自己用住宅を建設するものです。詳しくは23ページの土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第8号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第8号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、先ほど第7号議案3番でご審議いただきました計画変更に関しまして、改めて5条許可についてご審議いただくものです。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書28ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>野村委員</p> <p>議長</p> <p>関根委員</p> <p>事務局</p> <p>佐藤委員</p> <p>事務局</p>	<p>認できませんでした。</p> <p>申請地の東側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま</p> <p>申請内容につきましては、先ほど計画変更でご説明しましたとおり、譲受人が自己用住宅を建設するものです。詳しくは26ページの土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。</p> <p>特にございません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>集落接続の定義はどのようになっているのですか。</p> <p>埼玉県の農地転用許可制度運用指針では、3戸以上の既存住宅を含む区域とされており、住宅が3戸並ばず、間に雑種地や店舗が入っていても3戸以上の住宅と接続がされている必要があります。</p> <p>この案件では県道や町道、雑種地を挟んでいますが、県とも協議し接続を認めることとしています。</p> <p>こういう土地は農地パトロールの対象になっているのですか。そもそも農地法の対象なのでしょうか。</p> <p>この筆については許可が古いものなので確認してみないと分かりませんが、転用許可が出た土地は農</p>

会議事項	発言者	顛末
	木村委員	<p>地パトロールの対象からは外しております。</p> <p>農地法の関係につきましては、転用事業を実施し、地目変更がされれば対象から外れますが、転用事業を実施せず、地目も畑のままでは農地法の対象になると思います。</p> <p>昔は国県道沿いの農地は転用を前提としていたような時期もあったのですね。だんだん土地改良や農振の関係で制限も出てきましたが、昔と今では許可の基準も異なりますし、今の基準で考えるには無理があるものもあると思います。昔許可を得ていて何もしていない筆も多々あることは承知していますが、この案件もそうですが、今の基準で考えるには無理があるようなものもありますので、多少融通を利かすのも仕方ないかなとは思っています。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第8号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第8号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は3番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号3番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書28ページに記載のとおりです。申請地につきましては、29ページの位置図、30ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地は宅地や雑種地が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われます。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第6 第9号議案 神川町新規就農青年育成</p>		<p>譲受人は、〇〇市に本社を構え、主に障害者や外国人などを中心とした人材派遣事業等を行っている法人で、申請地に隣接する介護福祉施設の運営者である有限会社〇〇と業務提携を結び、施設の清掃や除草、調理補助などの就労訓練を行いながら、障害者の民間企業への就労を目指すため、申請地に障害者グループホームを建設する計画での申請になります。詳しくは31ページの土地利用計画図をご確認ください。</p>
	議 長	<p>なお、事業に要する資金はすべて融資で対応とし、金融機関発行の融資証明書が添付されております。また、施設の開設にあたり埼玉県障害者支援課と現在協議を進めているとのこと。説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
	松原委員	<p>申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。</p>
	議 長	<p>特にありません。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	議 長	<p>〔質疑なし〕 よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p>
	議 長	<p>第8号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第8号議案3番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第6に移ります。 第9号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題とします。</p>	

会議事項	発言者	顛末
奨励金交付申請について	事務局	<p>神川町新規就農青年育成奨励金交付要綱第5条の規定により、別紙就農計画に対する意見を決定したのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p> <p>神川町新規就農青年育成奨励金は、新規就農した青年農業者を育成し、農業の活性化と経営の安定向上を図ることを目的とした奨励金です。</p> <p>交付要綱の第5条に「奨励金の交付の申請があったときは、書類の審査に農業委員会の意見を聴する」と規定されており、本案件はこれに基づく意見照会となります。</p> <p>議案書33ページからの就農計画書をご覧ください。</p> <p>申請者は〇〇地区にお住いの〇〇様です。令和2年1月に就農し、夫婦でブロッコリーやカリフラワー等の栽培を行っており、「年間150日以上農業に従事」の要件を満たしております。</p> <p>将来の構想や所得目標などについては、就農計画書に記載のとおりです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>新規就農青年育成奨励金交付申請について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第9号議案については異議なしと回答いたします。</p>
協議・報告事項	議長	<p>以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>続いて、協議・報告事項に入ります。事務局よりお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
その他 閉 会	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・別段面積（下限面積）の設定の廃止について ・2アール未満の農地を農業用施設に供する届出について
	議 長	最後にその他になります。事務局よりお願いします。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回農業委員会総会について
	議 長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。</p>